## (令和5年1月以降の受付から適用します)

## 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

単位:円(消費税込み)

用途区分	申請戸数	技術的審査料金
		新規申請
一戸建ての住宅	1	38,500
共同住宅等 (併用住宅に限る)	1	38,500

- 1 計画の変更のうち、次の内容を変更する場合は、軽微な変更として取扱うものとし、審査料金は無料とする。
  - ・依頼者及び代理者の変更の場合
  - ・依頼者及び代理者の住所の変更の場合
  - ・分筆等による地名地番の変更の場合
  - ・認定基準への適合性が容易に判断できる変更の場合
- 2 計画の変更申請の技術的審査料金は、新規申請の 1/2 の料金とする。 (100 円未満切り捨て)
- 3 所管行政庁からの依頼による場合は、別途契約による。